

＜対策のポイント＞

農業水利施設の簡易な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い施設整備を推進します。

＜事業目標＞

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 整備補修事業**
 - ① 施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補修)
 - ② 地域の農業水利施設等の保全に取り組むための水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修
- 2. 施設改善対策事業**

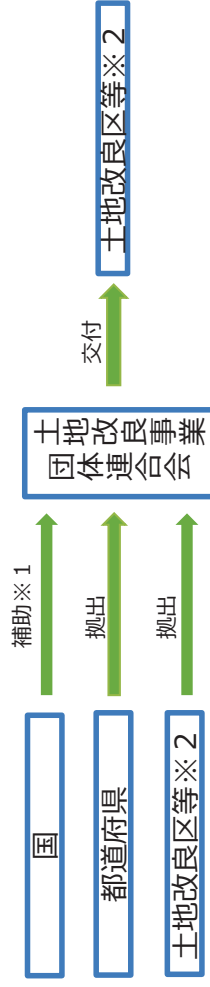
水田地域に高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補修
- 3. 安全管理施設整備対策事業**

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設の整備
- 4. 緊急整備補修**

予測し得ない事故等により緊急に必要となる整備補修
- 5. 防災減災機能等強化事業**

防災・減災対策、施設管理の省エネ化・再エネ利用や省力化のための施設整備(ため池や排水機場等の整備、高効率モータへの更新、遠隔制御機器の導入等)

＜事業の流れ＞

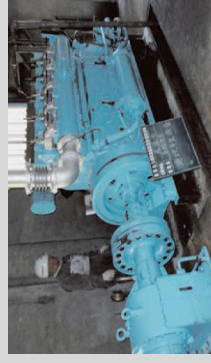


- ※1 1の①及び2～4は30%、1の②は40%、5は50%。
1の②及び5については、財政融資資金を活用して実施。
※2 土地改良施設を管理している土地改良区、土地改良区連合、市町村、一部事務組合、農業協同組合、認可地縁団体及び一般社団法人をいう。

整備補修事業



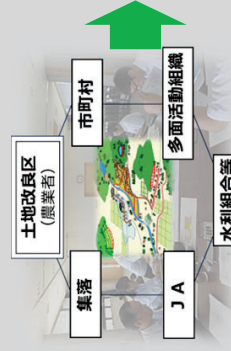
施工前



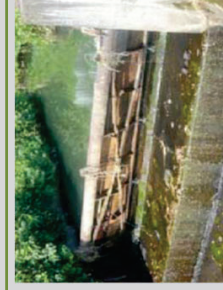
施工後

原動機の分解補修、塗装

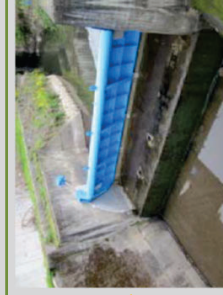
整備補修事業（水土里ビジョンに位置付ける施設の整備補修）



地域関係者との協議により
水土里ビジョンに位置付け



施工前



施工後

水門の整備

防災減災機能等強化事業

防災・減災機能の強化



ため池護岸の整備

施設管理の省エネ化



高効率型モータへの更新

施設管理の省力化



監視装置の設置

＜対策のポイント＞

土地改良法の改正を踏まえ、地域の農業生産基盤を保全する土地改良区の運営基盤の強化を支援します。

＜事業目標＞

土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 水土里ビジョン策定推進対策

地域の農業生産基盤の保全等に関する計画（通称「水土里ビジョン」）の策定

2. 統合整備強化対策

土地改良区の合併等が必要となる統合整備計画の策定、不在地主の把握や資格交替のための調整、事務機器等の整備

3. 施設管理、運営改善対策

- ① 土地改良施設の診断・管理指導
- ② 土地改良区の経営診断・改善指導
- ③ 換地業務等に関する土地改良区への指導
- ④ 所有者不明農地等の解消に向けた財産管理制度等の活用に関する土地改良区への指導等

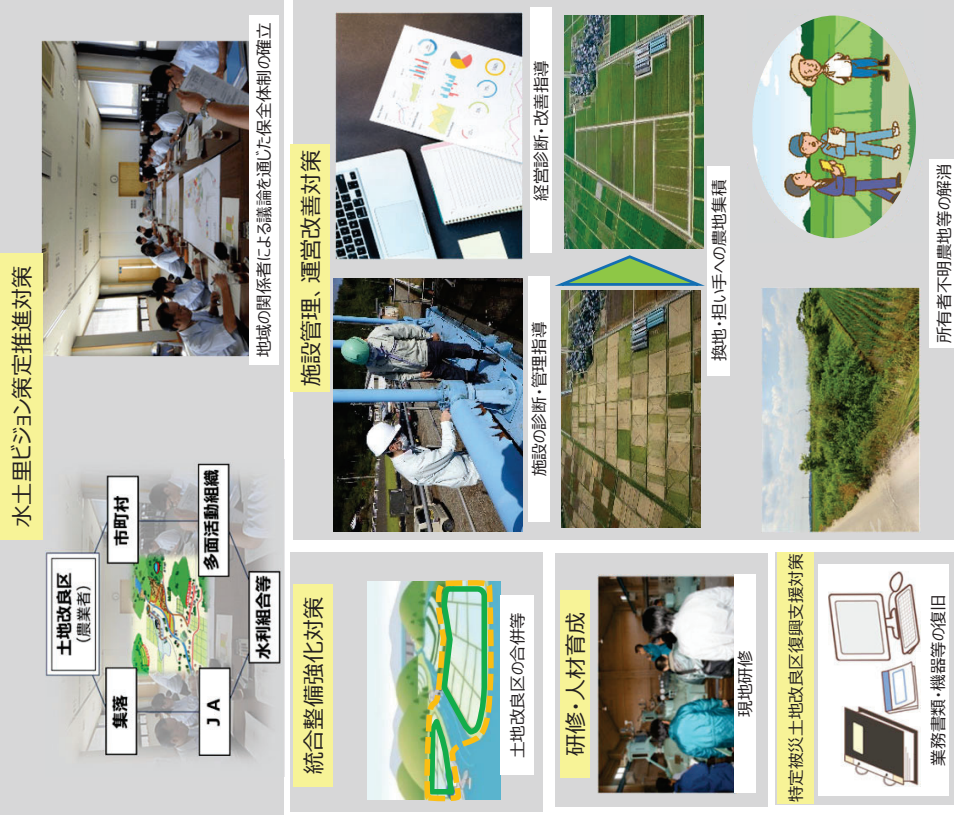
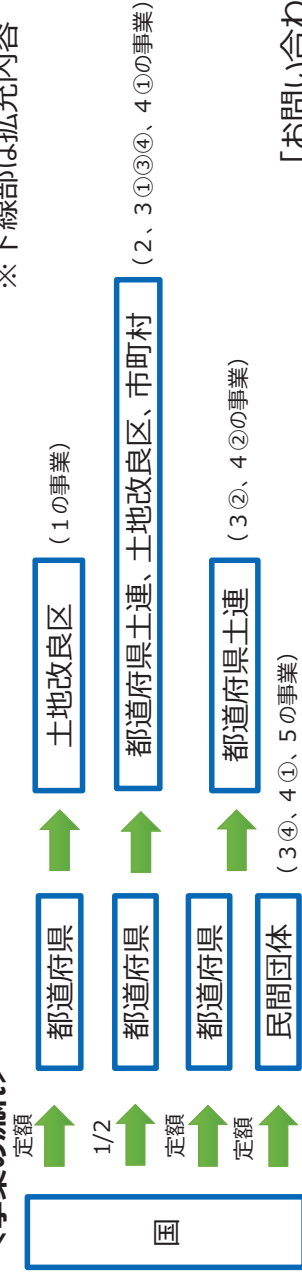
4. 研修・人材育成

- ① 土地改良区等の役職員の資質向上を図る研修
- ② 施設管理の省エネ化（高効率機器への更新等）に関する技術指導

5. 特定被災土地改良区復興支援対策

特定大規模災害等によって被災した土地改良区の業務書類・機器等の復旧支援

＜事業の流れ＞



農山漁村地域整備交付金＜公共＞

令和 8 年度予算概算決定額 76,249百万円（前年度 76,249百万円）

＜対策のポイント＞

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比 6 割削減［令和11年度まで］）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³［令和10年度まで］）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

＜事業の内容＞

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。

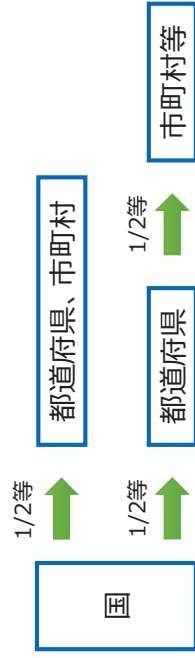
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。

また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

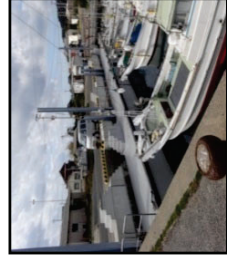
交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



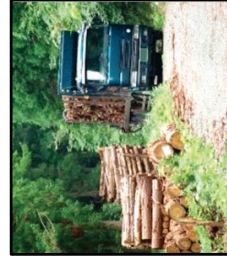
（左）農地整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進
（右）老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】



（左）漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）
（右）漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】



（左）林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現
（右）治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



（左）津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進
（右）津波、高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

【お問い合わせ先】

（農業農村分野）	農村振興局地域整備課	（03-6744-2200）
（森林分野）	林野庁計画課	（03-3501-3842）
（水産分野）	水産庁計画・海業政策課	（03-6744-2387）